三 御家中侍之小者を殺害候節御定

御家中侍、小者殺害仕者候はゞ、公事場へ相斷、可被任指圖。當座成敗仕候はで不叶者は、死骸其儘置、公事場に檢使を乞可申旨被仰出候條、右之通組中に御申觸、御請可被上之候。恐々謹言。

亥五月五日

津田玄蕃
奥村因幡
今枝民部
前田對馬

四 一季居奉公人牢賄之儀御定

覺

一、一季居之奉公人籠賄之儀、季明候迄は主人可爲賄。其以後は、品により、親子・兄弟或公儀より賄可申付事。

一、主人より斷を以籠舍申付候ものは、穿鑿落着無之內は、季明候共主人可爲賄事。

右之通被仰出候間、可被得其意候。以上。

寛文三年四月九日

五 牢舍人賄之儀御定

覺

一、籠舍人賄之儀、公儀御穿鑿之儀に付籠舍申付候者、公事場可爲賄事。

一、自分之斷たりといふとも、公儀之御掟に付申上儀に候はゞ、公事場可爲賄。主人勝手之ために申上斷においては、季明候迄主人賄、季明候はゞ公事場より賄可申付事。

一、町方・郡方之儀茂右可准事。

右被仰出候間、可被得其意者也。

寛文十一年三月廿一日

横山左衛門
奥村因幡
前田對馬
本多安房
長九郎左衛門

公事場御奉行

六 磔及梟首被仰付候者之儀御定

覺

跡々如被仰出、極罪之者有之、ハツ付に被仰付者之悴者斬罪、且又梟首に被仰付候者のせがれは、大形命御助可被成候。梟首之儀は、其身罪指而重無之候而茂、其所之見せしめに被仰付事に候間、せがれ御助可被成候。乍然親之科により、縱雖爲梟首、其子刎首に被仰付儀も可有之候。向後如斯可相心得旨、公事場之者共に可申聞由被仰出。

寛文十一年亥正月

七 足輕以上死罪被仰付候儀御定

覺

自今以後、親之科輕重無御構、足輕以上之名字を持候者、死罪に被仰付候はゞ、其者之せがれ男子之分は、皆殺害可被仰付候。乍然悴・孫共大勢有之者之儀は、至其時親手前被仰付品可有之候間、可及言上旨被仰出候。以上。

（延宝二年）寅五月廿九日

八 小盜人たりとも追拂間敷旨御定

先頃より方々に小盜人之族有之、捕申候得共、贓物取返候得ば追拂申由に候。先日茂投火など仕程之所茂有之候。彼徒者徘徊仕候はゞ、付火氣遣敷儀に御座候。如何樣之小盜に候共、召捕出之候歟、又は訴人有之候者、品により御褒美可被下候。此上若又追拂候者有之、後に至知候はゞ可爲無念候。此旨御組中并各家來、急度可有御申觸候。恐惶謹言。

（元禄三年）寅午十一月十六日

野村與三兵衛
富田治部左衛門

九 江戸詰之者奉公人給銀之儀等御定

一、江戸に相詰候御小姓・御馬廻其外、召仕候一年切之若黨・小者・草履取之事、主人當三月替之時分迄召置、御國に歸着次第相對を以暇を可出之。然ば二月二日以後、二割增銀之積り日算用を以、給銀可相渡事。